

アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について

令和 6 年 3 月 7 日
資産運用立国分科会長決定
令和 6 年 4 月 1 0 日
一 部 改 正

1 「資産運用立国実現プラン」（令和 5 年 12 月 13 日資産運用立国分科会取りまとめ）において、「アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、アセットオーナーがそれぞれの運用目的・目標を達成し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たす観点から、アセットオーナーに共通して求められる役割があると考えられ」、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を 2024 年夏目途に策定する」とされた。このため、アセットオーナー・プリンシプルについて実務レベルの検討を行うべく、新しい資本主義実現会議の下に開催する資産運用立国分科会の下に、アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会（以下「作業部会」という。）を開催する。

2 作業部会の構成員は、次のとおりとする。ただし、部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

部 会 長	神作 裕之	学習院大学法学部教授
構 成 員		
（有識者）	上田 亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
	菅野 暁	東京大学理事
	玉木 伸介	大妻女子大学短期大学部教授
	野村 亜紀子	野村資本市場研究所主席研究員
（関係行政機関）	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理	
	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長	
	金融庁総合政策局審議官（監督局担当）	
	金融庁総合政策局参事官（企画市場局担当）	
	総務省自治行政局公務員部福利課長	
	財務省主計局給与共済課長	
	文部科学省大臣官房審議官（研究振興局及び高等教育政策連携担当）	
	文部科学省大臣官房審議官（高等教育局担当）	
	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長	
	厚生労働省大臣官房審議官（年金担当）	
	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長	
	中小企業庁事業環境部経営安定対策室長	

3 作業部会の庶務は、金融庁、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。

4 前三項に定めるもののほか、作業部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。